安 全 デ ー タ シ ー ト（SDS）新 旧 対 比 表

2022 年版	2023 年版（案）	小項目の必須又は任意の別 a)	備　考
１５．適用法令 労働安全衛生法：　第５７条　表示対象物；ポルトランドセメント 第５７条の２　通知対象物；ポルトランドセメント 化学物質排出把握管理促進法：　第一種，第二種指定化学物質に該当しない。 毒物及び劇物取締法：　該当しない 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：　産業廃棄物規制	１５．適用法令 労働安全衛生法：　第５７条の２　通知対象物；マンガン及びその無機化合物 化学物質排出把握管理促進法：　第一種，第二種指定化学物質に該当しない。 毒物及び劇物取締法：　該当しない 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：　産業廃棄物規制	必須 必須 必須 必須	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（R5.8.30）を受けてのセメント SDS 変更（R5.12.1）への対応

（変更理由）

① 下表のとおり，“マンガン及びその無機化合物”の表示の対象となる範囲は，「≧1（1 重量%以上）」であり，ポルトランドセメント SDS より削除されたことから,，生コン SDS からも“表示対象物”の項目を削除した。

② 一方，“マンガン及びその無機化合物”の通知の対象となる範囲は，「≧0.1（0.1 重量%以上）」であることから，通知対象物の情報を“ポルトランドセメント”から“マンガン及びその化合物”に変更した。

コンクリート 1 m^3 を 2,400 kg，ポルトランドセメントを 270 kg/m^3 と仮定した場合，
ポルトランドセメント SDS に“マンガン及びその無機化合物”が「1 重量%未満含有」するとの情報が示されていることから，
コンクリート 1 m^3 中に“マンガン及びその無機化合物”は 0.1 重量%以上含まれる計算となる。

ポルトランドセメント 270kg/m^3 中の“マンガン及びその無機化合物”の量　270 kg × 0.01 ＝ 2.7 kg
コンクリート 2,400 kg/m^3 中の“マンガン及びその無機化合物”の割合　2.7 kg ／ 2,400kg ＝ 0.00112 ＝ 0.11 %　＞　通知の対象なる範囲　0.1 重量%

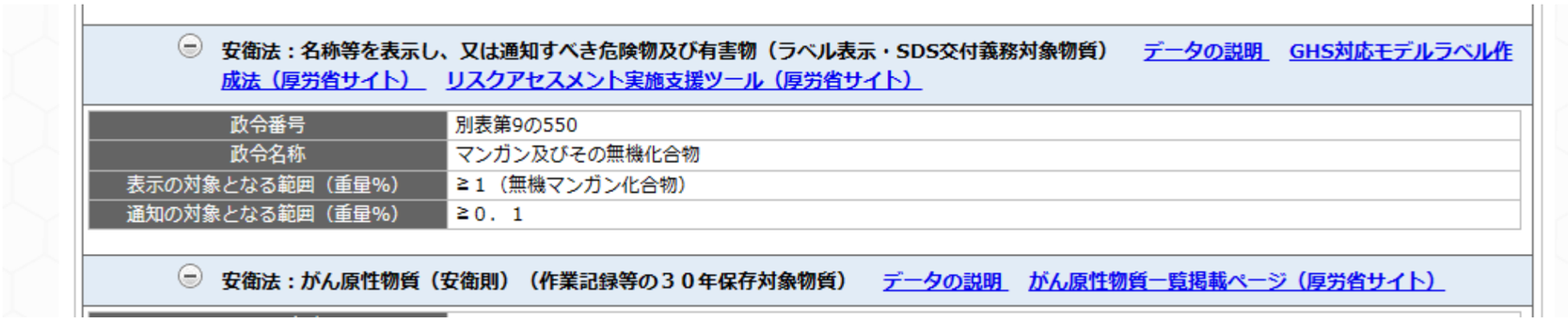

安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS交付義務対象物質）　データの説明　GHS対応モデルラベル作成法（厚労省サイト）　リスクアセスメント実施支援ツール（厚労省サイト）

政令番号	別表第9の550
政令名称	マンガン及びその無機化合物
表示の対象となる範囲（重量%）	≧1（無機マンガン化合物）
通知の対象となる範囲（重量%）	≧0．1

安衛法：がん原性物質（安衛則）（作業記録等の３０年保存対象物質）　データの説明　がん原性物質一覧掲載ページ（厚労省サイト）

出展元　メニュー - NITE-CHRIP　（NITE 化学物質総合情報提供システム）
https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

注 a)　記載の説明
必須　：記載必須。
任意　：記載は任意。